

## IV. 当事者

### 1. はじめに

ここで取り上げる項目（顧客の死亡、顧客の行為無能力、代理、署名鑑）に関するかぎり、約款規定を置いている国は少ない。したがってまた、ここでの各項目に関するかぎり、わが国における約款規定の改善が是非とも必要であるような点はあまりなさそうである。

なお、一般的な感想としては、第1に、ある国で約款規定がない場合には、その国における関連私法（判例法を含む。）上の取扱いが明確であり、かつ、銀行取引において特別扱いをする必要がない（または特別扱いすることが強行法規に反するためできない）という場合ではないかと考えられる。また、第2に、銀行は顧客に対して一定の資料（たとえば相続を証明する資料）の提出を求めることができる旨の約款規定を置くような場合には、法的には、立証責任の問題や、より広く銀行の義務や責任（免責を含む。）にかかわる問題として、そのような約款規定を置く意味が検討される必要があると考えられる。

### 2. 顧客の死亡

顧客の死亡について規定を設けているのは、ドイツ（新銀行普通取引約款5条）とベルギー（26条）である。これに対して、アメリカ、イギリス、日本等では、この点について約款上の規定はなさそうである。

ドイツやベルギーの約款規定は、銀行が顧客に対して相続等に関する証明資料の提出を求めることができる旨を規定するものであるが、約款規定がなくて

も、わが国ではこれらの資料の提出を求めているし、アメリカやイギリスでも同様である。

もつとも、約款規定がない場合には、銀行から資料提出の請求を受けた際に、相続人等は資料の提出を拒めるかという問題がありうるかもしれない。しかし、権利者が誰かについて訴訟になれば、立証責任は相続人等の側にあるのが通常と思われる。また、イギリスでは、約款に規定はなくても銀行は資料の提出を求める権利があると解されているようである。無用な紛争を避けるという意味では、約款に規定を置いたほうが望ましいとも考えられる。

ドイツでは、「銀行は〔相続証書その他の資料〕に相続人または遺言執行者として表記されている者を処分権限者とみなし、処分をさせることができ、かつ特に免責的効果をもってその者に給付することができる」と定めている。このような約款上の免責規定は、国によっては、またその規定のしかたによっては、その有効性について疑問の余地が生ずるおそれがあるように思われる。すなわち、たとえば、わが国で相続人の1人に払い戻せば免責されると規定したとしても、そのような規定の有効性には疑問があろう。また、ドイツの規定のように、相続人等が提出した資料における記載に従って権利者が誰かを判断すれば免責されるという規定を設けたような場合であっても、裁判所がそのような規定を根拠として銀行の免責を容易に認めるかどうかについては、疑問の余地がないではない。

なお、一般私法上の原則として、顧客が死亡した場合には、コモン・ローの原則では、銀行との契約（委任契約以外の契約もすべて含む）は当然に終了するとされている（この原則のもとに、たとえば死亡の事実を知らないで為替手形を支払った銀行を保護する規定がある。イギリス為替手形法75条（2））。し

たがって、英米法系諸国では、その後の清算（原則はいわゆる「人格代表者」への清算後の金銭等の交付）の事務取扱いが問題となるのに対して、大陸法系諸国では、たとえば預金債権そのものの承継が問題となる。

### 3. 顧客の行為無能力

顧客の行為無能力について規定を設けているのは、スイス（5条）、フランス（3条）、ベルギー（20条5項）である。アメリカについては、ニューヨーク州では、Uniform Gift to Minors Act（未成年者への贈与に関する統一法）によって処理されると報告されている（岩原「Chase Checking and Savings Accounts Customer Agreement」金融法務研究会「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説—」（以下「検討」と略す。）87頁）。

米英での原則は、未成年者は代理人によらないかぎり預金契約も締結できないというもののようである。すなわち、上記の統一法（ニューヨーク州やマサチューセッツ州等で採択されている）は、そのような原則の例外を定めたものと解される。イギリスでも同じような例外が判例法によって承認されている（Rowlandson, [1978] 1 WRL 798）。このことの法的な意味は、代理人の明示の合意ないし承認がなくても、未成年者との間でたとえば預金契約が成立するという意味であると推察される。以上の点については、大陸法は基本法理のレベルで異なっていると考えられる（わが国の民法4条但書参照）。

ベルギーでは、「顧客は、その法的能力に生じた変化、銀行との関係で行為する能力を持つ者のリストとその権限について生じた変更を遅滞なく銀行に知らせる義務を負う。この義務を履行しなかったことによる帰結に関する損害は顧客に帰する」と規定する。このような約款規定を置く背景として推測されるの

は、行為能力の有無については、主観的事情（銀行の知・不知）は問題とならないものと思われ、そうだとすると、この点について銀行が負うリスクを最小限にする趣旨と考えられる。たとえば、わが国で、禁治産宣告がなされたような場合に、銀行実務ではどのような取扱いをしているのであろうか。ベルギーのような約款規定を置くことは、それなりの意味があるようにも思われる。

これに対して、スイスでは、「顧客は、自己自身または第三者の行為能力がないことにより生ずる損害を負担する。ただし、自己自身については、スイス官報において公告されたとき、または、第三者に関しては、当行に対して書面により通知されたときは、このかぎりでない」と定めている。わが国では、民法の行為能力に関する規定との関係で、このような規定を置くことの実効性は、明確ではないように思われる。

#### 4. 代理

代理について規定を設けているのは、イタリア（1条）と日本（当座勘定規定14条2項）である。

イタリアの約款規定は、顧客の代理人の権限について何らかの制限が課されているときは、銀行に対して、それについて書面で明記することを要求している。このような規定が置かれている趣旨は必ずしも明確ではないが（前田（庸）「イタリア『当座勘定に関する規則』」検討150頁参照）、一般には、無権代理の場合に相手方が保護される要件が主観的事情（知・不知）に関係するような国においては、代理権の範囲等についての銀行への通知などを求める約款規定を置いたとしても、顧客にそのような規定の違反があった場合につねに銀行が免責されると解してよいか、疑問の余地があるように思われる。

## 5. 署名鑑

署名鑑について規定を設けているのは、スイス（1条）、ベルギー（20条）、イタリア（1条1項）、そして日本（当座勘定規定14条、普通預金規定1条、総合口座取引規定2条、銀行取引約定書11条）である。

署名や署名鑑が問題となるのは、一般的には銀行の義務や責任にかかわる場面であろうが（たとえば預金払戻し）、法が署名を要求している場合には（手形取引や小切手取引がその例）、その法との関係でより直接的な意味を有することとなる。このように考えると、約款規定を置いていない国においても、実務上は、署名鑑を求めているはずである。

〔神 田 秀 樹〕